

# ご存じですか？ 65歳以上の方の 公的年金からの 住民税天引き制度

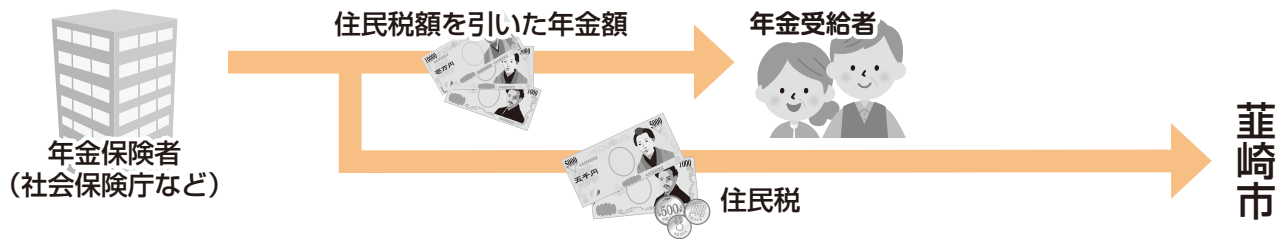
公的年金受給者の納税の便宜や市町村の住民税徴収事務の効率化を図るため、個人住民税の公的年金からの特別徴収（天引き）が実施されています。

特別徴収の対象となるのは、公的年金等に係る税額のみで、その他の所得に係る税額については普通徴収（個人納付）または給与からの特別徴収となります。

なお、今年あらたに特別徴収の対象になられた方については、10月の年金分から特別徴収が開始されます。

また、昨年から継続されている方も昨年までの収入に応じて金額が変更になる場合があるのでご注意ください。

※住民税の年金からの特別徴収制度は、納税方法の変更であり、この制度により新たに税負担が生じるものではありません。



## 特別徴収の対象になる年金

老齢年金・退職共済年金等

※ 障害年金や遺族年金は課税の対象ではないため、特別徴収の対象にはなりません。

## 特別徴収の対象となる方

今年4月1日現在65歳以上で年金を受給されている方のうち、前年の年金所得分で住民税の納税分がある方。※ 詳しくは、6月に送付した住民税（市県民税）決定通知をご覧ください。

■お問い合わせ 税務課市民税担当（内線 153・154・155）

命を救える人になろう♡♡♡♡♡

# 9月9日は救急の日

（※保管場所は全国共通）



これにより、病气やけがなどで救急隊員が駆けつけた時に容器の中の情報を確認して、病院への速やかな搬送につなげることができます。ぜひ活用ください。

皆さん9月9日が何の日かご存じですか？

9（きゅう）と9（きゅう）で「きゅうきゅうの日」、すなわち「救急の日」です。

事故や病気で目の前の誰かが突然倒れたり、一刻を争う状況になったとき、あなたの行動で命を救うことができるかもしれません。

この機会に、ご家庭でも救急について話し合い、いざというときに備えませんか。

## 救急時安心キットを配布しています

救急時安心キットとは日頃通っている病院や緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、救急隊員が保管場所がすぐわかるよう、各家庭の冷蔵庫に保管するものです。

■配布対象者 65歳以上の一人暮らしの者  
その他市長が必要と認める者  
■問い合わせ 保健課介護支援担当  
☎23-4313

## 普通救命講習及び再講習（後期）のご案内（無料）

- 日程 各消防署月1回開催しますが、詳細については問い合わせ下さい。
- 時間 9時～12時受付15分前
- 講習会場 葦崎消防署・北杜消防署
- 対象者 峡北消防本部管内にお住まいの方または通勤・通学されている方。
- 定員 各回20名程度
- 申し込み・問い合わせ 葦崎消防署（救命担当）  
☎23-11499